

参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第四号

平成十五年七月十七日(木曜日)

午前九時開会

委員の異動

五月三十日

辞任

谷 博之君
平野 貞夫君

補欠選任

柳田 稔君
広野ただし君

七月十六日

辞任

千葉 景子君
柳田 稔君
井上 哲士君

補欠選任

信田 邦雄君
谷 博之君
小林美恵子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

香掛 哲男君

委員

愛知 治郎君
有村 治子君
泉 信也君
岩井 國臣君
尾辻 秀久君
亀井 郁夫君
段本 幸男君
中島 真人君
南野知恵子君
藤井 基之君

吉田 博美君
小川 勝也君
谷 博之君
信田 邦雄君
藤井 俊男君
堀 利和君
築瀬 進君
山下八洲夫君
木庭健太郎君
山本 保君
小林美恵子君
八田ひろ子君
大江 康弘君
広野ただし君
又市 征治君

出(衆第四〇号)

○委員長(香掛哲男君) ただいまから政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る五月三十日、平野貞夫君が委員を辞任され、その補欠として広野ただし君が選任されました。また、昨日、千葉景子君及び井上哲士君が委員を辞任され、その補欠として信田邦雄君及び小林美恵子君が選任されました。

○委員長(香掛哲男君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。公職選挙法の一部を改正する法律案の審査のため、必要に応じ政府参考人の出席を求めるとし、その手続につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(香掛哲男君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(香掛哲男君) 公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長高橋一郎君から趣旨説明を聴取いたします。高橋一郎君。

○衆議院議員(高橋一郎君) おはようございます。ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、身体に重度の障害がある選挙人について選挙権行使の機会を拡充するため、郵便等による不在者投票の対象者を拡大するとともに、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人のうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た選挙権を有する者をして投票に関する記載をさせることができることとしてお諮りいたします。

また、不正投票等を防止するため、郵便等投票における代理記載において選挙人の指示する候補者の氏名等の記載をしなかった等の場合には二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処すること

る不在者投票の対象者を拡大するとともに、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人のうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た選挙権を有する者をして投票に関する記載をさせることができることとしてお諮りいたします。

また、不正投票等を防止するため、郵便等投票における代理記載において選挙人の指示する候補者の氏名等の記載をしなかった等の場合には二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処すること

る不在者投票の対象者を拡大するとともに、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人のうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た選挙権を有する者をして投票に関する記載をさせることができることとしてお諮りいたします。

また、不正投票等を防止するため、郵便等投票における代理記載において選挙人の指示する候補者の氏名等の記載をしなかった等の場合には二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処すること

といたしております。
なお、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することといたしております。
その他、所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上が本案の趣旨及び内容であります。
何とぞ、慎重審議の上、速やかに御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(香掛哲男君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

○谷博之君 おはようございます。
民主党・新緑風会の谷博之でございます。

限られた時間でございますから、早速御質問をさせていただきますが、私は、民主党の中でいわゆる選挙制度の改正の動きにつきましてプロジェクトチームを作りまして、その責任者という立場にございましたので、そういう立場から、確認をする意味も含めて幾つか質問を申し上げたいというふうに思っております。

そのまず一つは施行期日の問題でございますけれども、今もお話ありましたように、我々が党内で議論をいたしましたときに、この施行期日については、できるだけ法の改正によって直近の国政選挙からこの制度が適用になるということが一番ベターなことであるというふうに考えておりました、そういう意味から、我々の四月三日に出した議員立法案としては六か月というふうに一応この施行期日を決めたわけでありまして、この法案では一年を超えない、こういうふうな規定でございます。したがって、衆議院の解散・総選挙はいつになるか分かりませんが、そういうことも含めるならば、一年というふうには単純に考えると来年の参議院選挙からと、こういうことになるわけでありまして、具体的にこの施行期日についてはいつを目指すことになるのか、改めて参考人にお伺いしたいと思っております。

○政府参考人(高部正男君) お答えを申し上げます。

施行の時期についてでございますが、この改正案が通りますと、私ども、政省令の作業がございます。また、円滑な施行のために必要かつ十分な周知期間も必要だろうと思っておりますが、委員御指摘ございましたとおり、早期の施行を求められておるところでございます。

類似の事例で現行の郵便投票の制度を創設した際に、一年以内で政令で定める日というふうな規定をされておりましたが、実際には施行を急いで七か月程度で施行された例がございます。こういうことも参考にいたしまして、また来年には参議院通常選挙が予定されているところでございますので、法律が通りましたならば、来年の選挙には新たな制度が適用できますようにできる限り速やかに施行するよう努力してまいりたいと考えておるところでございます。

○谷博之君 今申し上げましたように、衆議院の選挙がいつになるか分かりませんが、できるならばその作業を早めていただいて、その時期に合うようであればその時点から適用するというふうな形を是非考えていただきたいというふうには考えております。

それから、二つ目の質問であります。代筆での郵便投票における不正の防止の問題であります。これについては、法律に基づいて政省令を具体的に検討することになるんでしょうか。

○政府参考人(高部正男君) これも御指摘ございましたように、今回の法案におきましては、政令で定めるところにより、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者に投票に関する記載をさせることができると規定されておるところでございます。

現行の制度でございますけれども、現行の郵便等の不在者投票におきましては、郵便等投票証明書というものの交付を身体障害者手帳等を添付して申請いたしました、その証明書を提示して投票用紙等の交付を請求する、投票用紙を封筒に入れ

て選挙に郵送するという仕組みになっておるところでございます。

今回の改正が成立した場合に、具体的な手続をどういうふうにするかということにつきまして、国会における御議論でございますとか、これまでの立案過程における御議論を踏まえまして、私も検討させていただくことになろうかと考えておりますが、これまでの各党間の協議におきましては、郵便等投票証明書の交付の申請が本人からの申請であることは本人の身体障害者手帳等を添付することにより確認するものとするということとされておりますので、政令におきましては、現行の政令に準じまして、各種手続におきまして、身体障害者手帳や郵便等投票証明書を添付することによりまして本人の意思であることを確認する仕組みを考えているところでございます。

また、あらかじめ届け出た代理記載人と、実際に投票の記載を行った代理記載人が同一人であることを担保する方法といたしまして、代理記載人に登録時それから投票用紙の請求時あるいは投票時に署名を提出させることが有効であると考えているところでございます。現行の郵便投票そのものも今申し上げました三段階に御本人の署名をいただくことになっておるところでございます。

こういうことで、一つの方法といたしまして、登録時に代理記載人が署名をいたしました代理記載人となる旨の同意書を提出いただきまして、投票用紙の請求時にはその請求書に代理記載人の署名をしていただく。また、投票時には、委員御案内のように、二重封筒でやりますので、その外封筒に、投票用紙を入れました外封筒に代理記載人の署名を求めるところが一つ考えられるのではないかとこのように思っているところでございます。

いずれにいたしましても、この法案が成立、公布されましたならば、その規定に従いまして、これまでの御議論を踏まえまして、不正防止の観点も考慮いたしまして適切な対応をいたしたいと考えているところでございます。

○谷博之君 今の説明で、ともかく実施するということになると思いますが、最終的には罰則による担保ということにならざるを得ないんだったらと思いますが、そういう点では是非これからも慎重な対応、検討をしていただきますように要望しておきたいと思っております。

それから、三番目の問題であります。いわゆる今回要介護度五の問題が出てまいりました。要介護認定に基づく郵便投票証明書ですね。この有効期間については具体的にどのような制限を加えることになるんでしょうか。

○政府参考人(高部正男君) 委員御案内のように、現行の証明書の有効期限は、対象が症状が固定された身体障害者の方々だということ前提にいたしました七年というところで決まっております。

今回、新たに対象となることが予定されます要介護五の方につきましては、これも立案過程でいろいろ御議論をいただいたところでございますけれども、要介護認定に有効期間があるわけではございまして、それが一つ。それから、要介護の状態、五なら五でずっと固定していれば身体障害者の方々と同じような考え方もできるんですが、ある程度介護認定が移動すると。十数%が、要介護の方が、これまでの例でいいますと、十数%、要介護四なり三に移動するということもあろうかとございますので、あくまでも要介護五を対象とするという政令で定めると、やっぱりその要介護の認定期間とリンクさせる必要があるのではないかなというふうには考えておるところでございます。

○谷博之君 いろいろ聞いてまいりましたが、今回のこの公職選挙法の改正によって、代筆による郵便投票制度ということで新たな制度がスタートすると、こういうことになるわけですね。我々は、この動きを尊重しながら、じゃ次にどうするかというところでありますが、少なくとも郵便投票制度の対象者の拡大、これを更に検討しかなければいけないというふうには思っています。

ここで具体的に私、ちよつと三つほど具体例を申し上げたいと思うのでありますけれども、一つは、前回の五月三十日に私が本委員会でも質問させていただきますに、今の質問に関連するんですが、要介護認定を郵便投票の対象として活用することについて、選挙部長が、介護に要する時間という視点で等級が定められていることから、今の時点で私どもとしてこれを直ちにそのまま使えるかということ、いろんな課題がある、このように回答をしております。これはこのとおりだと思ふんですね。民主党も、そういう意味では一月から七回にわたつてこの対象者の拡大の問題について議論をしております。例えば、日弁連が提言しているいわゆる医師の診断書による対象者の拡大の方法、こういうものも今後検討されなければいけないんじゃないかということがまず一つであります。

そして二つ目には、大阪で二〇〇〇年の五月にパーキンソン病とかパーキンソン病とか肝臓病のいわゆる難病患者の皆さん方が郵便投票制度を利用できるように改善を求める要望書を提出しております。こういう難病患者の皆さん方、いわゆる介護保険制度というならば四十歳から六十四歳までの人たちに對して、パーキンソン病の患者だけが特定疾病として介護保険の対象にされているけれども、パーキンソン病や肝臓病の患者の皆さん方は対象から外されているということがあつて、つまり六十五歳未満のこういうパーキンソン病、肝臓病の患者の皆さん方の、この要介護認定を受けることができないためにこの制度の対象の外になつてしまいます。また、症状が固定していないために障害者手帳も受けられないと、こういうことで、その結果、今回の改正によつてもこれらの方々には該当しないと、こういうケースになつてまいります。さらにまた、四十歳以下の人たちのパーキンソン病の患者の皆さん方も当然介護保険制度からは外れているわけでありまして、したがつてそういう意味では、今度の法改正による対象の拡大といつても、それは全体の中でいふと、

いろんな同じ難病患者の中でも矛盾が出てきていふというふうには言わざるを得ないと思ふんです。これが二つ目です。

それから、三つ目の課題でありますけれども、今年一月から二月にかけて大阪の知的障害者の男性が大変投票に意欲を持っているということ、その父親が地裁に提訴をいたしました、その判決が出されました。その判決の内容は憲法の趣旨に照らして改善が必要だと、こういうふうな判決であつたわけでありまして、これを不服としてその父親は更に高裁に控訴をいたしております、その判決もそのうち出るんではないかといふふうには思つております。

こういういろいろなケースを三つほど挙げましたけれども、今度の法改正によつて郵便投票制度の対象者の拡大という意味では、まず第一歩に就いたところではないかといふふうに我々は考えております。

そこで、本当に必要な人が対象となるようなそういう改正をこれからも続けていくべきだといふふうに思ひますし、衆議院の決議でもそのよう内容が盛り込まれているということでありまして、今後この大阪高裁の判決やあるいは実務を担当する地方自治体の関係者の方々の意見などを聞きながら、この郵便投票の対象拡大について総務省は今後どのように考えておられるか、お伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(高部正男君) 現行の制度で投票することが困難な方々の投票機会の確保をどのようにして図っていくのかといふのは非常に重要な課題だといふふうに私どもも認識しているところでございます。

この場合、郵便投票といつた場合に、医師の診断といふような御指摘もございましたけれども、委員よく御案内の、かつて制度があつて、いろんな不正があつたといふような経緯もございまして、結局のところ、この郵便投票の対象をどう考へていくのかといふことについていいますと、選挙の公正あるいは投票の公正の確保という観点

との調和をどのように図っていくのかということになるんと思うんですが、範囲をどうするのか、認定方法をどうするのか、全国的に平等な取扱いが可能なのかといったような課題の解決が必要だと思つております。今回の法案におきましては、介護保険の要介護認定の基準を活用するといふふうなされたものだといふふうに承知しているところでございます。

いずれにいたしましても、どういう形で投票、現行制度では難しい方々の投票機会を確保していくのかといふのは非常に大きな課題だといふふうに考へておりました、選挙の公正を図りながらどういふことが考えられるのか、私どもも引き続き検討をしていきたいと思つておりました、またこの重要性にもかんがみまして、各党各会派におかれましては引き続き御検討をいただけたらと、かように思つておるところでございます。

○谷博之君 最後に、一点要望させていただきますが、今はいろんな対象者の拡大の話をしてまいりましたけれども、今後引き続きこの本委員会でもこうした課題に是非議論を進めていただきますようにお願いを申し上げます、時間が参りましたので、私の質問を終わります。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸です。今度の法改正は非常に重要な前進を含んでおりまして、私ども日本共産党、賛成でございますが、幾つかの点を確認だけしておきたいと思ひます。既に、谷委員の質問で明らかかな点もありますので、一点か二点だけに絞りたいと思ひます。

この郵便投票といふのは一九五〇年代に一度廃止されました。それが、その原因が、要するに不正が横行したといふことなんですけれども、そういうことを考えますと、やっぱりこの不正防止の手段といふのはきちんとしていけないうい。罰則で担保されているといふことなわけですから、要するに不正が起り、起し得ないような何らかの手段といふのもやっぱり考へていかなければいけないんと思うんですね。

そこで、要するに、代理人の申請なんですけれども、これについては、選挙人本人がこの代理人を選択して申請することになっております。

そこで、郵便投票を行うことへの申請とか投票用紙の請求、これは代理人を通じて行われるわけなんです、まず、この代理人が選挙人本人が選定しました、選びましたということとか、それから申請書ですね、それ自身が選挙人がきちん確認をしたものであるということとか、その確認が非常に難しいと思ふんです。手が不自由だといふことで書けないといふならいいんですけれども、視覚障害者の場合、代理人が代筆するわけですね。どういふふうな代筆したのか分からない、その確認を一体どういふふうにしたらいいのかという問題があるわけですね。この辺のところは政令で一体どういふ形でクリアしようとしているのか、ひとつ簡単に説明願ひます。

○衆議院議員(竹本直一君) 御心配のようなことが当然考えられるわけでございますが、本法案におきましては、郵便等投票における代理記載制度を利用できる者は、郵便等による不在者投票できる選挙人で、自ら投票の記載をすることができないものとして、まず政令で定めるものとされているところでございます。したがつて、上肢障害一級、視覚障害一級の身体障害者手帳の保持者等、等と申しますのは戦傷病者手帳を申し上げますが、そういうものに限定して代理記載制度が利用できることを予定いたしております。

お尋ねの、代理記載人の選定を行う者につきましては、代理記載制度を利用できる選挙人であり、当該選挙人が代理記載人をあらかじめ市町村の選挙の委員長に届け出ることとされております。それで、申請された代理記載人が選挙人本人の選択であることの確認の方法でございますが、これも各党間の協議におきましては、郵便等投票証明書の交付を受けていない選挙人については、申請をするに当たつて身体障害者手帳等を添えることによつて選挙人本人からの申請であることを確認

いたします。それから、既に郵便等投票証明書の交付を受けている選挙人につきましては、申請するに当たりまして郵便等投票証明書、それから身体障害者手帳等を添えることにより選挙人本人からの申請であることを確認することを考えております。

いずれにいたしましても、御心配のとおり技術的な問題はいろいろあると思いますが、できるだけ不正のないようにあらゆる努力をされたいと思っております。

○池田幹幸君 五〇年代の場合には、だれかが勝手に投票用紙を申請して大量に投票したという不正事件があったわけですね。

そうしますと、私、こういうことも考えられないのかと思うんですが、投票所では代理人が二人付きますね、投票所では。現行そうなっています。そうしますと、この郵便の場合も、代理人が本人の代筆するわけですが、その代筆したということとをきちんと証明できるもう一人の立会人といったような、投票所におけるようなやり方、これが考えられないのかと、こういったこともひとつ政令の段階で検討できるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがですかね。

○衆議院議員(竹本直一君) 確かに、たしか二十六年でしたか、そういういろいろな事件がありまして、いろいろな制度の改善もたらされたわけでございますけれども、お尋ねの代理記載人の公正性を確保するというのは非常に重要なことでありと我々は考えております。

そこで、本改正案では、代理記載人の公正性を確保する観点から、代理記載人が選挙人の支持する候補者の氏名等を記載しなかったとき、又は投票を無効とする目的を持って虚偽の記載等をしたときには記載義務違反の罪を新たに設けることにいたしております。また、代理人が正当な理由がなく選挙人の投票に干渉したときは投票干渉罪の適用を考えております。

委員御指摘のとおり、代理記載人のほかに代理人を付すことも考えられるわけですが、

理記載人のほかに立会人を要求することにより選挙人の投票機会を狭めないか等、慎重に検討を要する問題があると考えております。

要は、いろいろな条件を付けますと、そもそも投票することについて意思を発言し、あるいはその他もろろのことをすることに不自由な方でございますので、余り、あれもしなきゃいけない、これもしなきゃいけないということは、かえって、そんな面倒ならやめてしまおうと、こういう人も出てくるんじゃないかと、そんなことを考えまして、今申し上げたような制度にしようかと考えておるわけでございます。

それから、この改正案におきましては、選挙の公正の確保と選挙権行使の機会を拡充する必要性との調和を図るといふ観点から、代理記載人をあらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出ることとし、代理記載人の公正性の確保については罰則をもって担保することといたしております。

以上であります。

○池田幹幸君 罰則で担保しているという点については重々承知しているんですけども、やはりもう少し、投票機会を拡大しようということから、御心配のような点も確かにあると思うんですけども、さらに巡回投票制度といったようなことについても検討してきて、今回はそれ取らなかったわけですが、そういったことも引き続きお互い検討していきたいというふうに思います。

終わります。

○大江康弘君 おはようございます。

今日は、こういう国会日程の中で、大塚、委員長が御尽力をされて、それぞれの会派の御協力もあってこういう時間帯に開かれて、こういう時間をいただいているということ、もう簡潔にしたいと思うんですけども、実は副大臣がちょっとこちらに来るのが遅れておいて、採決するときにこういう間に合わないから、ちょっと質問延ばせというように思っていますけれども、これは不可抗力であろうかと思えますけれども、これは仕方のないこと

とで。この法案は全会派一致でありますし、特に衆議院の方で、高橋委員長また竹本委員長代理始め、この法案のお取りまとめをいただきました皆様に感謝を申し上げます。

やはり、この投票率の低下というものが叫ばれて大塚久しい。我々投票される者にとつて、立候補する者にとつては、やはりこの投票率が一喜一憂をするわけでありまして。なにも行つてくれぬのかな、なにも投票してくれないのかなと、実はこんなことを思いながら絶えず選挙を重ねてきたわけでありまして、そういう意味におきましては、やはり当たり前の権利の行使というのが今までできなかった中で、それがやはり今回門戸が開かれたということは、大塚私にはよかつたというふうに賛意を表したいと思いますし、関係の皆さんにも御礼を申し上げます。

そこで、ちょっと選挙部長、一点。今回、要介護五という方が新たに加わつたやに聞きます。仄聞するに、こういう方が四十万人おられるというようにも聞くんですけども、今回のこの法案によつてどのぐらいの方が対象となつて増えていくというのか、権利を有することができるのか、ちょっと選挙部長、お聞かせいただきたいと思つた。

○政府参考人(高部正男君) 新たに対象になる方々がどのぐらいおられるかということでございます。これにつきましては、私どもも厚生労働省の方といろいろ協議をいたしまして、どういふ状況になっているのかというふうなことをお尋ねしたところでございます。

そういう中で、私どももいたしている数字でございますが、委員御指摘いただきましたように、現在、要介護五ということで指定されている方が約四十万人おられるようでございます。この四十万人のうち約二十六万人が施設に入所しております。御案内のように、施設へ入所されておりますと、すべてではありませんが、施設の長が不在者投票管理者になりまして、そこで不在者投票できるといふような仕組みでそれが利用できます。

で、こういう方々を除きますと、在宅の要介護五の方々が約十四万人おられるということでございます。この在宅の約十四万人の方々のうちに、介護保険の対象になる方も既存の身体障害者手帳をお持ちの方もおられるということでありまして、こういうことで、既に対象となつていないと見られる方々が二万人程度おられるのではないかと、ということがございまして、今回新たに郵便投票の対象に要介護五を加えることにより純粋に対象となると見込まれます数でございますが、推定の部分も入っておりますが、約十二万人になるのではないかと考えております。

あわせて、今回、お尋ねございませんでしたけれども、あわせて、今回、代理記載の制度を入れるということ、この関係で新たに対象になる方もおられるわけでございます。これまで郵便投票などの対象になつておりましたのは、例えば両下肢一、二級といったような障害をお持ちの方々が、おられたわけですが、こういう方々のうちでも、証明をしなければいけないということでこれまで対象になつておられなかった方、今回、各党間の議論の中で、上肢障害一級の方、それから視覚障害一級の方が新たに対象になりますので、これらの方が約十三万人おられるようでございます。

先ほどの十二万人と十三万人合わせまして、今回の制度で新たに対象となつてきます方々が約二十五万人になるのかなというふうに推定しているところでございます。

○大江康弘君 済みません、もう時間なんですけれども、本来聞きたかったことが聞けなかったもので、延ばさなかつたかと思つて、ちょっと余計なことを聞かしまして、余計なことじゃないですが、ちょっと。

最後に一点だけ、部長。やはり、その公正さということの担保というものは罰則ということ、今回言われておられますけれども、果たして、選挙人の方が代理記載人を指名するということは、当然、日ごろのお互い

の人間関係、信頼関係もあるとは思いますが、しかし、そういう中で、本当に自分の意思がどういうふうな正確に書いていたかというところの中で、これやっぱいろいろな問題が起こってくるという、罰則だけで担保できるのかという、こういう一つの不安があるんですけども、最後に、この公正さの確保ということについて、ちょっと部長、簡単に答弁いただきたいと思っております。

○政府参考人(高部正男君) 先ほどの御議論で若干触れましたけれども、今回、代理記者人については、あらかじめ届けていただく、それから署名をいただくということになっておりますので、そういう仕組みを取ること自身が、罰則の制度と併せまして選挙の公正に資するのではないかと、うふうな御議論をいただいているところでございます。

ただ、いずれにいたしましても、選挙人の便宜と選挙の公正というのを、どこの調和、どこで調和を取るのかという観点の中で、今回の改正について御議論を、いろいろ御議論をいただいたものだということに私どもは認識しているところでございます。

○大江康弘君 終わります。

○委員長(香掛哲男君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。公職選挙法の一部を改正する法律案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(香掛哲男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、福山君から発言を求められておりますので、これを許します。福山哲郎君。

○福山哲郎君 私、ただいま可決されました公職選挙法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守新党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、国会改革連絡会(自由党・無所属の会)

及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。
案文を朗読いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、選挙権が議会制民主主義の根幹をなすことにかんがみ、国民に投票の機会の保障が確保されるよう、次の諸点につき特段の配慮を行うべきである。

一、自宅から外出できない障害者、高齢者等の選挙権行使の機会確保に十全を期すため、郵便等による不在者投票の拡充と併せ、選挙管理委員会の職員等が自宅を訪問して投票を受け付ける巡回投票等についても、その導入を検討すること。

二、情報化社会の進展に伴い、障害者、高齢者等、誰もが公平かつ容易に使用できるユニバーサルデザインに基づいた電子投票システムを早急に確立すること。

三、すべての国民について選挙権行使の機会が確保されるよう、本法の施行状況等を勘案しつつ検討を行い、必要な措置を講ずること。
右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

〔賛成者起立〕

○委員長(香掛哲男君) 全会一致と認めます。よって、福山君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、若松総務副大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。若松総務副大臣。
○副大臣(若松謙維君) ただいまの附帯決議につ

きましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。
大変ありがとうございました。

○委員長(香掛哲男君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(香掛哲男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午前九時三十六分散会

七月十六日日本委員会に左の案件が付託された。

一、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆)

公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第四十九条第二項中「又は戦傷病者特別援護法」を「戦傷病者特別援護法」に改め、「規定する戦傷病者」の下に「又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第三項に規定する要介護者」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の選挙人で同項に規定する方法により投票をしようとするものうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、第六十八条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限る。)をして投票に関する記載をさせることができる。

第二百二十七条中「補助すべき者」の下に「及び第四十九条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者」を加える。
第二百三十七条の二の見出し中「代理投票」を「代理投票等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第四十九条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者が選挙人の指示する公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。)の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載しなかつたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

3 前項に規定するもののほか、第四十九条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者が、投票を無効とする目的をもって、投票に関する記載をせず、又は虚偽の記載をしたときも、前項と同様とする。

第二百五十五条第三項中「第四十九条第三項」を「第四十九条第四項」に改める。
第二百六十三条第四号中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。
第二百七十条第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

第二百七十条の二中「又は第三項」を「又は第四項」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法の規定、次条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百二十六号)の規定、附則第四条の規定による改正後の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の規定、附則第五条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の規定及び附則第六条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示

され又は告示された選挙又は審査については、
なお従前の例による。
(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第三条 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を次

のように改正する。
第二十六条中「第四十九条第三項」を「第四十九
条第四項」に改める。

第六条 農業委員会等に関する法律の一部を次の
ように改正する。
第十一条中「第四十九条第三項」を「第四十
九条第四項」に改める。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、衆議院議員の
総選挙又は参議院議員の通常選挙について約一億
円の見込みである。

| | | | |
|-----------------------|--|--|-------|
| 第四十九条の表中 第二百三十七条の二 | 公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号 | 公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号 | 投票の内容 |
|-----------------------|--|--|-------|

| | | |
|------------------|--|-------|
| 第二百三十七条の二 第二項 | 公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号 | 投票の内容 |
|------------------|--|-------|

に改める。

(漁業法の一部改正)

第四条 漁業法の一部を次のように改正する。

第九十四条中「第四十九条第三項」を「第四十九条第四項」に改め、同条の表中「第六十七条

第六十八条

漁業法第九十一条

を

第四十九条第三項

第六十七条

第六十八条

漁業法第九十一条

に改める。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第五条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条第十項及び第十三条の二第二項中「第四十九条第三項」を「第四十九条第四項」に改める。
(農業委員会等に関する法律の一部改正)

平成十五年七月二十三日印刷

平成十五年七月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F